

国立大学法人鳴門教育大学経理及び出納事務取扱細則

平成16年 4 月 1 日

細則第 4 号

改正 平成19年 3 月 1 日細則第 1 号
平成19年 3 月 23日細則第13号
平成19年11月 8 日細則第25号
平成19年12月12日細則第28号
平成20年 3 月17日細則第 3 号
平成21年 3 月31日細則第17号
平成21年 8 月 1 日細則第20号
平成21年 9 月30日細則第21号
平成22年 3 月24日細則第 6 号
平成23年 3 月23日細則第 4 号
平成23年 3 月31日細則第10号
平成28年 3 月28日細則第10号
平成28年 6 月30日細則第13号
平成29年 3 月 8 日細則第 4 号
平成31年 3 月13日細則第 1 号
令和 3 年 9 月 8 日細則第 8 号
令和 4 年 4 月25日細則第 6 号

(目的)

第1条 この細則は、国立大学法人鳴門教育大学会計規程（平成16年規程第32号。以下「会計規程」という。）の定めるところにより、国立大学法人鳴門教育大学（以下「本学」という。）における経理及び出納に関する手続について、その適正かつ効率的な運用を図ることを目的とする。

(経理単位及び経理責任者)

第2条 会計規程第7条第2項の経理単位及び経理責任者は、別表第1のとおりとする。

2 会計規程第7条第4項の事故等とは、次の各号に掲げる場合とする。

- (1) 欠員となったとき。
- (2) 休暇、欠勤等により長期にわたりその職務を執ることができないとき。
- (3) 業務のため、長期にわたり出張するとき。

(勘定科目)

第3条 会計規程第9条の勘定科目は別表第2のとおりとする。

(帳簿等の種類)

第4条 会計規程第10条第2項の帳簿等の種類及び保存期間は別表第3のとおりとする。

(伝票の証拠となる書類)

第5条 伝票の証拠となる書類は、次のとおりとする。

- (1) 契約関係書類
- (2) 納品書

(3) 請求書

(4) 前3号に類するもの

(出納責任者)

第6条 会計規程第22条第2項の金銭等（金銭及び有価証券をいう。以下同じ。）の出納責任者は、別表第4のとおりとする。

2 経理責任者は、前項に定めるもののほか、業務上必要と認めた場合は、出納責任者をおくことができる。

(出納担当者)

第7条 出納責任者は、金銭等の出納事務について、職員のうちから出納担当者を指名して行わせなければならない。

2 出納担当者は、他の経理事務を兼ねてはならない。ただし、経理責任者の承認を受けた場合はこの限りではない。

(預金口座の開設)

第8条 出納責任者は、金融機関に預金口座を開設又は廃止する場合は、別記様式第1号に基づき、経理責任者の承認を受けなければならない。

(金融機関に対して使用する公印の保管及び押印)

第9条 金融機関に対して使用する公印の保管及び押印については、出納責任者が行うものとする。

(現金等の保管)

第10条 出納責任者は、現金、有価証券及び金融機関の通帳（証書を含む。）を保管する場合には、安全確実な場所に格納し、保管に万全を期さなければならない。

2 郵便切手、収入印紙、金券その他学長が認めた証紙等については、現金に準じて保管するものとする。

(釣銭準備金)

第10条の2 経理責任者は、業務上必要と認めた場合に釣銭用両替資金を置くことができる。

2 前項の取扱いは、別に定める金銭準備金取扱要項による。

(債権の発生通知)

第11条 本学の収入の原因となる事象が発生した場合には、経理責任者に通知しなければならない。

(債務の履行請求)

第12条 経理責任者は金銭等の収納に当たり、請求書を発行しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、学長が業務上必要と認めた場合は、別の方法により請求することができる。

3 入学料、検定料等の納付に基づき収納された金銭等については、経理責任者の履行請求が行われたものとする。

4 出納責任者は前項により金銭等を収納した場合、遅滞なく、その旨を経理責任者に通知しなければならない。

5 納付期限は、法令又は契約に定めがある場合を除き、請求書の発行日から起算して30日以内の日とする。

6 納付期限が土曜日、日曜日及び祝日（以下「休日」という。）に当たるときは、休日

の前日を納付期限とする。

(領収書の発行)

第13条 会計規程第29条に基づき発行する領収書には、学長が定めた領収印を押すものとする。

(領収書の管理)

第14条 出納責任者は、領収書を受払簿により管理するとともに、未使用の領収書については、厳重に保管するものとする。

(支払日)

第15条 支払日は、別に定める場合を除き、適正な請求書等を受領した月の翌月25日までとする。

2 支払日が土曜日、日曜日及び祝日（以下「休日」という。）に当たるときは、休日でない前日を支払日とする。

(預り金等の取扱い)

第16条 出納責任者が、預り金等を受け取った場合は、第12条第4項の規定を準用し、経理責任者は速やかに預り金等に計上しなければならない。

2 預り金は、原則として利子を付さない。

(仮払い)

第17条 会計規程第32条による金銭の仮払いを行うことができる経費は次のとおりとする。

(1) 旅費交通費

(2) 官公署又はこれに準ずる機関に対して支払う経費

(3) 前渡資金

(4) 学長が特に必要と認めた経費

2 仮払金は速やかに精算しなければならない。

3 年度末において仮払金残高のあるものについては、経理責任者は、金額、仮払先、支払日、残存理由及び今後の処理方法を記載した仮払金残高明細書を作成しなければならない。

4 第1項第3号の前渡資金の取扱いについては、別に定める。

(たな卸資産管理担当者)

第18条 たな卸資産管理責任者は業務上必要と認めた場合は、たな卸資産に関する管理業務について、たな卸資産の範囲を指定のうえ、たな卸資産管理担当者を指名することができる。

(たな卸資産の受払記録)

第19条 たな卸資産については、受払を記録し、常にその現在高を明らかにしておくものとする。

(実地たな卸)

第20条 たな卸資産管理責任者は、毎事業年度末に実地たな卸を行い、その結果を経理責任者に報告しなければならない。

(たな卸資産の相当価額)

第21条 会計規程第46条に規定するたな卸資産の相当価額以上とは、別表第5のとおり

りとする。

(月次報告)

第22条 会計規程第50条の規定による書類は、計算証明規則（昭和27年会計検査院規則第3号）により会計検査院に提出が求められている計算書とする。

2 前項の書類は翌月末日までに提出しなければならない。

附 則

この細則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成19年3月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成19年12月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成19年12月12日から施行する。

附 則

この細則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成21年8月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成21年9月30日から施行する。

附 則

この細則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成23年3月23日から施行し、平成23年2月15日から適用する。

附 則

この細則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成28年6月30日から施行する。

附 則

この細則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、令和3年10月1日から施行する。

附 則

この細則は、令和４年４月２５日から施行し、令和４年４月１日から適用する。

別表第1（第2条関係）

経 理 単 位	経 理 責 任 者
鳴 門 教 育 大 学	企画調整役

別表第2（第3条関係）

勘 定 科 目 一 覧 表

区 分		勘 定 科 目	備 考
資産	有形固定資産	土地	
		土地減損損失累計額	
		建物	
		建物減価償却累計額	
		建物減損損失累計額	
		構築物	
		構築物減価償却累計額	
		構築物減損損失累計額	
		機械装置	
		機械装置減価償却累計額	
		機械装置減損損失累計額	
		工具器具備品	
		工具器具備品減価償却累計額	
		工具器具備品減損損失累計額	
		図書	
		美術品・收藏品	
		船舶	
		船舶減価償却累計額	
		船舶減損損失累計額	
		車両運搬具	
		車両運搬具減価償却累計額	
		車両運搬具減損損失累計額	
		建設仮勘定	
		その他有形固定資産	
		その他有形固定資産減価償却累計額	
	無形固定資産	ソフトウェア	
		電話加入権	
		その他無形固定資産	
	投資その他の資産	長期貸付金	

		長期前払費用	
		未収財源措置予定額	
		差入保証金	
		減価償却引当特定資産	
		国立大学法人等債償還引当特定資産	
		その他投資その他の資産	
	流動資産	現金及び預金	
		現金	
		普通預金	
		定期預金	
		郵便貯金	
		その他預金	
		未収学生納付金収入	
		徴収不能引当金	
		その他未収入金	
		受取手形	
		貸倒引当金	
		契約資産	
		貸倒引当金	
		有価証券	
		一年以内償還予定国立大学法人等債償還引当特定資産	
		たな卸資産	
		貯蔵品	
		前渡金	
		短期貸付金	
		一年以内回収予定長期貸付金	
		前払費用	
		未収収益	
		その他流動資産	
		立替金	
		仮払金	
		その他流動資産	
負債	固定負債	長期繰延補助金等	
		長期寄附金債務	
		長期前受受託研究費	
		長期前受共同研究費	

		長期前受受託事業費等	
		大学改革支援・学位授与機構債務負担金	
		長期借入金	
		国立大学法人等債	
		引当金	
		退職給付引当金	
		追加退職給付引当金	
		資産除去債務	
		長期未払金	
		その他の固定負債	
	流動負債	運営費交付金債務	
		授業料債務	
		承継剰余金債務	
		預り施設費	
		預り補助金等	
		寄附金債務	
		前受受託研究費	
		前受共同研究費	
		前受受託事業費等	
		前受金	
		預り金	
		預り科学研究費補助金等	
		預り研究費補助金等	
		預り科学研究費補助金	
		その他の預り金	
		短期借入金	
		一年以内返済予定長期借入金	
		一年以内償還予定国立大学法人等債	
		一年以内償還予定大学改革支援・学位授与機構負担金	
		未払金	
		契約負債	
		前受収益	
		未払費用	
		未払消費税等	
		引当金	

		一年以内履行予定資産除去債務	
		未決算勘定	
		その他の流動負債	
純資産	資本金	政府出資金	
	資本剰余金	資本剰余金	
		資本剰余金(施設費)	
		資本剰余金(運営費交付金)	
		資本剰余金(授業料)	
		資本剰余金(寄附金等)	
		資本剰余金(補助金等)	
		資本剰余金(目的積立金)	
		資本剰余金(譲与)	
		資本剰余金(移転補償費)	
		減価償却相当累計額	
		減損損失相当累計額	
		有価証券損益相当累計額(確定)	
		有価証券損益相当累計額(その他)	
		利息費用相当累計額	
		除売却差額相当累計額	
	利益剰余金(繰越欠損金)	前中期目標期間繰越積立金	
		積立金	
		積立金(減損)	
		目的積立金	
		教育研究及び組織運営改善積立金	
		当期末処分利益	
		当期末処理損失	
	評価・換算差額等		
		その他有価証券評価差額金	
		評価・換算差額等合計	
費用	経常費用		
	業務費		
	教育経費	消耗品費	
		図書費	
		備品費	

		印刷製本費	
		水道光熱費	
		通信運搬費	
		報酬・手数料	
		業務委託費	
		賃借料	
		旅費交通費	
		奨学費	
		損害保険料	
		修繕費	
		雑役務費	
		広告宣伝費	
		保守費	
		環境整備費	
		車両関係費	
		福利厚生費	
		諸会費	
		会議費	
		行事費	
		研修費	
		雑費	
		租税公課	
		貸倒損失	
		徴収不能引当金繰入額	
		減価償却費	
	研究経費	消耗品費	
		図書費	
		備品費	
		印刷製本費	
		水道光熱費	
		通信運搬費	
		銀行振込手数料	
		報酬・手数料	
		業務委託費	
		賃借料	
		旅費交通費	
		損害保険料	
		修繕費	

		雑役務費	
		広告宣伝費	
		保守費	
		環境整備費	
		車両関係費	
		福利厚生費	
		諸会費	
		会議費	
		行事費	
		研修費	
		雑費	
		租税公課	
		貸倒損失	
		貸倒引当金繰入額	
		減価償却費	
	教育研究支援経費	消耗品費	
		図書費	
		備品費	
		印刷製本費	
		水道光熱費	
		通信運搬費	
		報酬・手数料	
		業務委託費	
		賃借料	
		旅費交通費	
		損害保険料	
		修繕費	
		雑役務費	
		広告宣伝費	
		保守費	
		環境整備費	
		車両関係費	
		福利厚生費	
		諸会費	
		会議費	
		行事費	
		研修費	
		雑費	

		租税公課	
		貸倒損失	
		貸倒引当金繰入額	
		減価償却費	
	受託研究費	教員人件費	
		常勤教員給与	
		常勤教員給料	
		常勤教員賞与	
		常勤教員賞与引当金繰入額	
		常勤教員退職給付費用	
		常勤教員法定福利費	
		非常勤教員給与	
		非常勤教員給料	
		非常勤教員賞与	
		非常勤教員賞与引当金繰入額	
		非常勤教員退職給付費用	
		非常勤教員法定福利費	
		職員人件費	
		常勤職員給与	
		常勤職員給料	
		常勤職員賞与	
		常勤職員賞与引当金繰入額	
		常勤職員退職給付費用	
		常勤職員法定福利費	
		非常勤職員給与	
		非常勤職員給料	
		非常勤職員賞与	
		非常勤職員賞与引当金繰入額	
		非常勤職員退職給付費用	
		非常勤職員法定福利費	
		消耗品費	
		図書費	
		備品費	
		印刷製本費	
		水道光熱費	
		通信運搬費	

		銀行振込手数料	
		報酬・手数料	
		業務委託費	
		賃借料	
		旅費交通費	
		損害保険料	
		修繕費	
		広告宣伝費	
		保守費	
		環境整備費	
		車両関係費	
		福利厚生費	
		諸会費	
		会議費	
		行事費	
		研修費	
		雑費	
		租税公課	
		貸倒損失	
		貸倒引当金繰入額	
		減価償却費	
	共同研究費	教員人件費	
		常勤教員給与	
		常勤教員給料	
		常勤教員賞与	
		常勤教員賞与引当金繰入額	
		常勤教員退職給付費用	
		常勤教員法定福利費	
		非常勤教員給与	
		非常勤教員給料	
		非常勤教員賞与	
		非常勤教員賞与引当金繰入額	
		非常勤教員退職給付費用	
		非常勤教員法定福利費	
		職員人件費	
		常勤職員給与	
		常勤職員給料	

		常勤職員賞与	
		常勤職員賞与引当金繰入額	
		常勤職員退職給付費用	
		常勤職員法定福利費	
		非常勤職員給与	
		非常勤職員給料	
		非常勤職員賞与	
		非常勤職員賞与引当金繰入額	
		非常勤職員退職給付費用	
		非常勤職員法定福利費	
		消耗品費	
		図書費	
		備品費	
		印刷製本費	
		水道光熱費	
		通信運搬費	
		銀行振込手数料	
		報酬・手数料	
		業務委託費	
		賃借料	
		旅費交通費	
		損害保険料	
		修繕費	
		広告宣伝費	
		保守費	
		環境整備費	
		車両関係費	
		福利厚生費	
		諸会費	
		会議費	
		行事費	
		研修費	
		雑費	
		租税公課	
		貸倒損失	
		貸倒引当金繰入額	
		減価償却費	

	受託事業費等	受託事業費	
		教員人件費	
		常勤教員給与	
		常勤教員給料	
		常勤教員賞与	
		常勤教員賞与引当金繰入額	
		常勤教員退職給付費用	
		常勤教員法定福利費	
		非常勤教員給与	
		非常勤教員給料	
		非常勤教員賞与	
		非常勤教員賞与引当金繰入額	
		非常勤教員退職給付費用	
		非常勤教員法定福利費	
		職員人件費	
		常勤職員給与	
		常勤職員給料	
		常勤職員賞与	
		常勤職員賞与引当金繰入額	
		常勤職員退職給付費用	
		常勤職員法定福利費	
		非常勤職員給与	
		非常勤職員給料	
		非常勤職員賞与	
		非常勤職員賞与引当金繰入額	
		非常勤職員退職給付費用	
		非常勤職員法定福利費	
		消耗品費	
		図書費	
		備品費	
		印刷製本費	
		水道光熱費	
		通信運搬費	
		銀行振込手数料	

		報酬・手数料	
		業務委託費	
		賃借料	
		旅費交通費	
		損害保険料	
		修繕費	
		広告宣伝費	
		保守費	
		環境整備費	
		車両関係費	
		福利厚生費	
		諸会費	
		会議費	
		行事費	
		研修費	
		雑費	
		租税公課	
		貸倒損失	
		貸倒引当金繰入額	
		減価償却費	
		共同事業費	
	役員人件費	役員人件費	
		役員報酬	
		役員賞与	
		役員賞与引当金繰入額	
		役員退職給付費用	
		役員法定福利費	
	教員人件費	教員人件費	
	常勤教員給与	常勤教員給与	
		常勤教員給料	
		常勤教員賞与	
		常勤教員賞与引当金繰入額	
		常勤教員退職給付費用	
		常勤教員法定福利費	
	非常勤教員給与	非常勤教員給与	
		非常勤教員給料	
		非常勤教員賞与	

		非常勤教員賞与引当金繰入額	
		非常勤教員退職給付費用	
		非常勤教員法定福利費	
	職員人件費	職員人件費	
	常勤職員給与	常勤職員給与	
		常勤職員給料	
		常勤職員賞与	
		常勤職員賞与引当金繰入額	
		常勤職員退職給付費用	
		常勤職員法定福利費	
	非常勤職員給与	非常勤職員給与	
		非常勤職員給料	
		非常勤職員賞与	
		非常勤職員賞与引当金繰入額	
		非常勤職員退職給付費用	
		非常勤職員法定福利費	
	一般管理費	消耗品費	
		図書費	
		備品費	
		印刷製本費	
		水道光熱費	
		通信運搬費	
		銀行振込手数料	
		報酬・手数料	
		業務委託費	
		賃借料	
		奨学費	
		旅費交通費	
		損害保険料	
		修繕費	
		雑役務費	
		広告宣伝費	
		保守費	
		環境整備費	
		車両関係費	
		福利厚生費	
		諸会費	
		会議費	

		行事費	
		研修費	
		雑費	
		租税公課	
		貸倒損失	
		貸倒引当金繰入額	
		減価償却費	
	財務費用	支払利息	
		有価証券評価損	
	雑損	雑損	
	臨時損失	固定資産売却損	
		固定資産除却損	
		有価証券売却損	
		減損損失	
		災害損失	
		その他の臨時損失	
収益	経常収益	運営費交付金収益	
		授業料収益	
		入学金収益	
		検定料収益	
		受託研究収益	
		共同研究収益	
		受託事業等収益	
		寄附金収益	
		施設費収益	
		補助金等収益	
		財務収益	
		受取利息	
		有価証券利息	
		雑益	
		財産貸付料収入	
		講習料収入	
		文献複写料収入	
		物品受贈益	
		貸倒引当金戻入益	
		その他雑益	
		資産見返負債戻入	
		資産見返運営費交付金等戻入	

		資産見返物品受贈額戻入	
		資産見返寄附金戻入	
		資産見返補助金等戻入	
		財源措置予定額収益	
	臨時利益	有価証券売却益	
		有価証券評価益	
		資産見返負債戻入	
		資産見返運営費交付金等戻入	
		資産見返物品受贈額戻入	
		資産見返寄附金戻入	
		資産見返補助金等戻入	
		固定資産売却益	
		物品受贈益	
		その他の臨時利益	
		承継剰余金債務戻入	
		貸倒引当金戻入益	
		債権受贈益	
	当期純利益(当期純損失)	当期純利益	
		当期純損失	
	前中期目標期間繰越積立金取崩額	前中期目標期間繰越積立金取崩額	
	目的積立金取崩額	目的積立金取崩額	
	当期総利益(当期総損失)	当期総利益	
		当期総損失	

別表第3（第4条関係）

区 分	名 称	保存期間
帳 簿	総勘定元帳	10年
	合計残高試算表	10年
	予算差引簿	10年
	補助簿	
	現金出納帳	10年
	資産台帳	10年
伝 票	振替伝票	7年
	入金伝票	
	支払伝票	
	未収金計上伝票	
	未払金計上伝票	
	未払金計上伝票（購入）	

別表第4（第6条関係）

事務の範囲	出 納 責 任 者
鳴門教育大学における金銭等による収納， 保管，支払及び振替 他の出納責任者の総括	総務部財務課長
鳴門教育大学附属幼稚園における金銭等による収納，保管，支払及び振替	附属幼稚園長
鳴門教育大学附属小学校における金銭等による収納，保管，支払及び振替	附属小学校長
鳴門教育大学附属中学校における金銭等による収納，保管，支払及び振替	附属中学校長
鳴門教育大学附属特別支援学校における金銭等による収納，保管，支払及び振替	附属特別支援学校長

別表第5（第21条関係）

範 囲	相 当 価 額
消耗品，消耗工具，器具及び備品その他の 貯蔵品	200,000円

別記様式第1号（第8条関係）

年 月 日

預金口座開設・廃止承認申請書

経 理 責 任 者 殿

出納責任者

下記のとおり預金口座を開設・廃止したいので、申請します。

記

- 1 開設又は廃止の事由
- 2 金融機関・店名
- 3 口座種別
- 4 口座名義